

広島大学医学部広仁会館会議室の「仮予約」の取扱い

令和3年2月9日
学部長決裁

この取扱いは、広島大学医学部広仁会館利用細則第5条の定めに関し、必要な事項を以下のとおり定めるものとする。

会館を利用しようとする者は、次の方法で仮に申し込むこと（以下、「仮予約」という。）ができる。

1. 広仁会館事務室へ来館による申込
2. 広仁会館事務室へ電話による申込
3. 広仁会館 HP からの申込

仮に申し込みを行った日（以下、「仮予約日」という。）から30日以内に広仁会館利用許可願（別記様式第1号）（以下、「利用許可願」という。）を館長に提出しなければならない。

なお、仮予約日から30日を超えて利用許可願の提出がない場合は、仮予約を取り消す。

この取扱いは、令和3年4月1日から施行する。

広島大学医学部広仁会館利用細則（抜粋）

（利用できる者の資格）

第3条 会館を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 医学部医学科の同窓会会員
- (4) その他館長が適当と認めた者

（利用の申込み及び許可）

第5条 会館を利用しようとする者は、原則として利用する日の1年前から前日までに広仁会館利用許可願（別記様式第1号）を館長に提出し、館長の許可を受けなければならない。この場合において、第3条第2号又は第4号に該当する者が利用しようとするときは、利用について責任を持つ本学の教職員が申し込むものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、第3条第3号に該当する者が第2条第1号の用途に会館利用しようとするときは、利用する日の2年前から広仁会館利用許可願を館長に提出することができるものとする。